

# させぼ 農業委員会だより

No.19 2017年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111  
佐世保市ホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/>



写真／農業委員会総会

## 主な内容

○新年のごあいさつ	2
○農業委員及び農地利用最適化 推進委員の募集	3
○市長への建議の回答	6
○農地に関する手続き	7
○農家紹介	8
○農業者年金	10
○農業委員会からのお知らせ	11



## 新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 迎 芳人



新年明けまして  
おめでとうござい  
ます。

農家の皆様にお  
かれましては、ご  
家族お揃いで、新

春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上  
げます。

昨年は、熊本地震をはじめとしまして、  
記録的な豪雨による河川の氾濫などの災害  
が起り、農業関連においても甚大な被害



## 年頭のごあいさつ

佐世保市長

朝長 則男

力いただいておりますことに対しまして厚  
くお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、年明けの非常に  
強い寒気の流れ込みによる積雪、熊本県を  
はじめとする各地での震災、阿蘇山中岳の  
36年ぶりの噴火、台風等の大嵐による被害  
など、全国各地が自然の猛威にさらされ、  
農地や生活環境に大きな爪痕が残る大変な  
年でありました。本市では、地域防災計画  
を策定し、災害の未然防止など、防災体制  
の確立を図っておりますが、日頃から安全  
な地域農業の振興を達成するための優  
良農地の確保に向けた耕作放棄地の把握・  
解消への取り組みや、農地の扱い手への利  
用集積、後継者問題など幅広い業務にござ  
ります。

農業委員会の皆様におかれましては、日  
頃から地域農業の振興を達成するための優  
良農地の確保に向けた耕作放棄地の把握・  
解消への取り組みや、農地の扱い手への利  
用集積、後継者問題など幅広い業務にござ  
ります。

新年明けまして  
おめでとうござい  
ます。

皆様におかれま  
しては、ご家族お  
揃いで輝かしい新  
年をお迎えになられたこととお慶び申し上  
げます。

皆様におかれま  
しては、ご家族お  
揃いで輝かしい新  
年をお迎えになられたこととお慶び申し上  
げます。

一方、農業を取り巻く環境につきまして  
は、国際的な農産物流通の自由化や国内に  
おける規制緩和の進展に伴う恒常的な農産  
物価格の低迷、食生活の変化により消費者  
の需要が多様化する一方で、生産者の高齢  
化は進み、担い手不足が深刻化するなど嚴  
しい状況にあります。

このような情勢のもと国が示す農業政策  
の推進方向は、国民の食の安全や信頼性に  
対する関心の高まりにあわせ、従来の生産  
者重視から消費者を中心へと大きく転換され、  
農産物の安全性確保はもとより環境負荷軽

減対策、地球温暖化対策など幅広い対応が  
求められるとともに、輸入農産物との競争  
力を高めるための大規模・低コスト化は、  
様々な影響がありました。

日本農業の成長戦略にとって喫緊の最重要  
課題とされており、安全で高品質な農産物  
の生産技術にも期待が強まっています。  
この中、平成28年4月に農業委員  
会等に関する法律の改正法が施行されたこ  
とに、農業委員の選出方法が市町村長  
の任命制に変更となり、また、農地利用最  
適化推進委員が新たに設置されることとな  
りました。農業委員会の主たる使命である、  
農地利用の最適化をより推進していくため  
に、農地の担い手への集積・集約化、耕作  
放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進

などについて積極的に取り組んでいくける体  
制を整えていくためには、皆様のご協力が  
不可欠でありますので、ご理解のほどよ  
しくお願ひいたします。

今年も私たち農業委員一同、本市農業が  
抱えている様々な問題に対し、精一杯、取  
り組んでまいる所存でございますので、今  
後とも、ご協力くださいますようお願い申  
し上げます。

最後になりましたが、  
皆様方とりまして、  
今年が素晴らしい年で  
ありますことを祈念し  
て、新年の挨拶とさせ  
て頂きます。



う、自治体としての機能をより一層高め、  
市民の皆様の要望や期待にお応えできるよ  
う努力してまいります。また、中核市への  
移行により、長崎県北部や西九州北部地域  
の拠点都市としても成長が求められている  
と感じています。この大きな役割について  
も、佐世保市の「まち」としての成長、そ  
れによってもたらされる魅力的なまちづく  
りの基盤を強固なものにすることにより果  
たしてまいりたいと思います。

また、佐世保市の中核市への移行と同様  
に、昨年4月に農業委員会等に関する法律  
の改正法が施行され、佐世保市農業委員会  
におかれましても、大きな変革の時期を迎  
えておられます。中でも農  
業委員の選出方法が市町村長の任命制に変  
わり、佐世保市と佐世保市農業委員会とが  
年頭のご挨拶といたします。

**募集**

## 農業委員会の委員 及び 農地利用最適化推進委員を募集します!

平成28年4月1日から「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、農業委員会の委員の選任方法が選挙制から公募制に変わりました。

また、農地利用最適化推進委員が新設されました。

農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できます。

### 1 応募資格

#### (1) 農業委員会の委員

- ①農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項(7職務内容を参照)に関しその職務を適切に行うことができる者
- ②法令の規定により、農業委員会の委員との兼職が禁止されていない職の者

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- ①農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者
- ②法令の規定により、農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されていない職の者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員となることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・佐世保市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ・佐世保市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

### 2 推薦及び募集人数

#### (1) 農業委員会の委員

19人

#### (2) 農地利用最適化推進委員

18人

### 【農地利用最適化推進委員が担当する区域割】

区域番号	担当区域名	定 数	区域番号	担当区域名	定 数
1	針尾地区	1	10	皆瀬地区	1
2	江上地区	1	11	中里地区	1
3	宮地区	1	12	相浦、九十九地区	1
4	三川内地区	1	13	吉井地区	1
5	早岐地区	1	14	世知原地区	1
6	日宇地区	1	15	宇久地区	1
7	佐世保地区	1	16	小佐々地区	1
8	柚木地区	1	17	江迎地区	1
9	大野地区	1	18	鹿町地区	1

### 3 応募方法

自薦または他薦（団体推薦または個人3名以上の連名による推薦）による。

※農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。

※農地利用最適化推進委員は複数の区域に応募することができます。

### 4 応募受付期間

平成29年2月1日(水) から平成29年2月28日(火) まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)

### 5 応募状況の公表について

応募状況について、中間経過及び最終結果を市ホームページ等で公表します。

### 6 選任方法

#### (1) 農業委員会の委員

「農業委員会の委員候補者評価委員会」により候補者を評価し、佐世保市議会の同意を得て佐世保市長が任命します。

※ただし、法律の規定により、任命にあたっては次のような条件があります。

- ①認定農業者が過半を占めなければならない。
- ②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めなければならない。
- ③年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

#### (2) 農地利用最適化推進委員

必要に応じて、「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」により候補者を評価し、佐世保市農業委員会が委嘱します。

## 7 職務内容

### (1) 農業委員会の委員

- ・農業委員会総会に出席し、審議する。
- ・農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ・農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

### (2) 農地利用最適化推進委員

- ・農業委員会総会に出席し、意見を述べる。
- ・担当する区域内の農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ・担当する区域内の農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更に対して意見を述べる。
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

## 8 任期

### (1) 農業委員会の委員

3年間（平成29年7月20日から平成32年7月19日まで）

### (2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日から平成32年7月19日まで

## 9 報酬等について

佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

## 10 その他

農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤の特別職の公務員です。秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

## 11 問い合わせ・申込先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所10階

### (1) 農業委員会の委員のこと (2) 農地利用最適化推進委員のこと

農林水産部農業畜産課

☎ 0956-25-9246

農業委員会事務局

☎ 0956-37-6114

平成27年度  
**市長への建議**

農業委員会は平成28年2月25日、朝長市長に対し「佐世保市農林行政に関する建議書」を提出し、その実現を強く要請しました。

今回建議した内容は次のとおりです。

**① 農業振興地域内農用地等の優良農地の確保について**

本市においては平成17年1月1日から「都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する条例」が制定され、都市計画法の要件に加え、ある一定の条件を満足させることにより市街地調整区域において住宅等の建築が可能となっている。

しかしながら、特定の地域においては、緩和条例が適用された個人住宅等の建築により人口が急激に増加し、教育施設や給水施設等の容量を大きく上回る事態が生じたため、平成27年11月1日から緩和条例の規模を縮小する措置が取られており、今後は当該地域の周辺地域において、分譲住宅用地等を求める動きが加速していくことが予想される。

農業委員会としては、緩和条例の施行後であっても農業振興地域内農用地の除外後の専用住宅・共同住宅建築などの宅地化は認められないこと認識しているため、今後も佐世保市の農業振興の基礎となる優良農地の確保のため農用地除外を含めた

事務取扱の方針や考え方について、一定の整理をお願いする。

平成27年度

**建議の回答**

体制につきましては、平成28年度から、嘱託職員を配置し、円滑な業務の遂行に努めています。

**② 有害鳥獣等被害防止対策の強化について**

農業委員会は、平成27年9月25日、平成28年2月25日に朝長市長に対し「佐世保市農林行政に関する建議書」を提出し、平成28年4月27日にその回答書を受理しました。

**① 農業委員会法の改正に伴う対応について**

平成28年4月1日改正の農業委員会法の施行に伴う農業委員の選出方法の公選制から推薦公募後の市長の任命制への変更、農地利用最適化推進委員の設置、農業委員会の事務局体制の強化に対する市長部局の協力支援の要請。

**【回答要旨】** 改正農業委員会法における農業委員の任命にあたっては、慎重に人選等を行う必要があると考えております。実際には、推薦・公募の実施など、さまざまなプロセスが必要となつておりますが、法改正の趣旨を理解し、透明性のある選出を行いたいと考えます。

また、新たな業務である「農地利用最適化推進業務」については、当該推進委員が農地利用の最適化を果たすための重要な役割を担うことになると認識しているため、円滑な運用ができるよう協力いたします。

さらに、農業委員会事務局の人員

有害鳥獣対策における電気牧柵・箱罠等の設置に係る経費助成の継続・設置基準緩和、設置後の適正な管理・運用の指導。地域住民を主体とした捕獲体制整備の要請。有害鳥獣の種類の増加や生息域拡大にも対応できる被害対策の取組の実施。

**【回答要旨】** 依然として、イノシシによる農作物への被害が続いていることから、農業者のみならず市民全体の問題であると認識しております。

近年では市街地にもイノシシが出没し、農業者のみならず市民全体の問題であると認識しております。

電気柵等の防護柵整備については、国の事業を活用しながら引き続き実施しており、設置後の防護柵の効果を高めるために、適正な管理・運用を高めるために、適正な管理・運用についても営農組合等を通じて啓発を行っております。

また、捕獲体制についてですが、これまでの取り組みに加え、地域ぐるみで農家自らが捕獲を実施する体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

**④ 地元農産物の販路拡大等について**

全国的に地産地消が推進されている中、特に食文化の継承という教育的效果の観点から学校給食における地元農産物の使用率向上の要請。T P P交渉妥結に伴う安価な農産物の流入に対抗するための佐世保市産農畜産物の輸出の検討。

**③ 担い手対策について**

高齢化や後継者の不在を理由に、

離農を考えている農業者は多く、遊休農地の発生防止や解消、農業経営の安定化を図るために担い手育成が欠かせないため、強い経営体を育成するための「地域雇用労力支援システム構築推進事業」のシステム確立と継続のための環境整備等を要請。人・農地プランの更なる推進を図るためのインセンティブとなる青年就農給付金等関連事業についての国・県への要件緩和等の働きかけの要請。

**【回答要旨】** 高齢化が進む中で、経営の安定化やそのための担い手育成は、重要な課題と認識しております。

今後、担い手に農地が集約されると、労力不足が一番の課題となることから、抜本的な労力支援の仕組みづくりを県やJA等関係機関、生産者一体となって、検討していく必要があります。

また、新たな担い手育成に繋がる「青年就農給付金事業」の要件緩和についても他市町と協議しながら市町間の部課長会議などを通じて県に働きかけを行っていきたいと考えております。

**[回答要旨]** 販路を拡大することは、佐世保の農業発展のために非常に重要なと考ておりまます。

地元産農産物の消費拡大の方法とし、まず、学校給食における使用率向上ですが、「学校給食青果物地産地消関係者協議会」にて、関係機関と連携を図り品目を増やすなど、使用率を高める取り組みを継続していく考えです。

また、地元産農産物の市内流通を高める対策として、直売所がその役割を担つていくものと考えておりますが、さらに集出荷体制確立に向けた取り組みができれば、生産者の労力軽減、生産量の拡大につながり、地元産の市内流通が増える可能性があると考えますので、直売所や関係機関と協議しながら新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

また、西海みかんや長崎和牛等の輸出についてですが、まだ国内市場の需要を満たしきれないのが現状であります。そのため、まずは供給体制の確立、出荷量の確保が重要です。

平成28年2月、味つ子ストレートジュースをマレーシアのデパートに提案させていただき、海外への輸出は、販路開拓に有効な手段であるとの認識を強めしたことにより、今後は必要に応じて生産者やJJAなどと協力・研究してまいりたいと考えております。

## ⑤農業振興地域内農用地等の優良農地の確保について

近年、特定の地域における個人住宅や共同住宅の建築に伴う人口の急激な増加により、教育・公共施設の容量に対して過多となつてることを原因として開発等が制限されたことにより、当該特定地域の周辺地域において、同様の開発が進むことが予想されるため、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例が適用される地域では、優良な農地である農業振興地域内農用地の除外を含めた事務取扱の方針や考え方について、一定の整理を要請。

**[回答要旨]** 農業振興地域整備計画の変更、特に農業振興地域内農用地の除外については、農用地区域内の土地を確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないよう留意しながら、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から5号の要件の確認など、手続きを行つております。

農業振興地域は農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、制定されたものであり、積極的に農業振興地域内農地の除外をするものではないと認識しております。今後も農業委員会との連携を密に取りながら、優良農地の確保と本市の農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

## 農地の権利設定・権利の移転について

### 農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制されています。農地の売買をしても、農地の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができず、契約のものに法的な効力が生じません。法律の保護が受けられず、借り手にとっては、農業を営む上で不安定な状態になります。

農地の権利設定等については、必ず

### 貸し借り利用権設定

利用権設定は、貸し手・借り手とで、一定期間貸借権等の権利を設定し、農地の有効利用を促進する制度です。

#### ◆対象となる農地

市街化区域外の農地

①期限付の貸借であり、その期間は（3年～50年）で設定可

②農地の取得下限面積適用なし  
③農地法の許可不要で手續が簡便  
④借り手の安心確保・再設定也可

法的な手続き（利用権設定や農地法第3条許可）をお願いいたします。

農地改良とは、農業経営の合理化や農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畠転換、畠地高上げの改良工事のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。

単に農地を埋め立てる場合などは、農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

## 農地の相続について

### 農地の相続について

農地を相続した場合、農業委員会への届出が必要です。

平成21年12月15日以後に佐世保市の農地を相続された方が対象となります。

## 農地に関する手続きについて

●これらその他にも、農地を農地以外に利用するための転用許可申請及び届出や、登記地目変更のための非農地証明書の交付願などの手続もありますので、農地の売買などの取引、用途変更などの計画があれば、事前に農業委員会にご相談ください。

## ～子供たちに安全安心な食を～

## 三川内地区

今回は、三川内地区で、水稻、露地野菜を中心経営されている廣川義之さん(62才)をご紹介いたします。

廣川さんは、平成26年5月に木材関係の会社を定年退職され、その後、本格的に農業に取り組まれています。退職後は、農業を本気で頑張つてみたいと一念発起し、専業農家として挑戦されました。

これまで、農業は兼業で地域の皆さんに助けてもらうことが多かつたため、今度は自らが地域の皆さんのために尽力したいという熱い地域への思いを語っていただきました。

2年間で230haの利用権設定を行い、自作地90haを合わせて320haの水稻を作付けされています。更に、遊休農地を解消され、プロツコリー部会の一員として頑張つていらつしゃいます。現在は認定農業者となり、また、地域の中につづては、認定農業者協議会三川内支部副支部長、三川内土地改良区副理事長、農業共済組合三川内支部総代などの要職でも精力的に活躍されています。

水稻においては、以前から地域の保育園と契約なさつており、子



今回の取材の中で、地域に遊休農地が増えないように頑張つていただきたいと締めくくっています。廣川さんの今後ますますのご活躍をお祈りしています。

(長谷川清美委員取材)

## ～生乳がらチーズまで～

## 柚木地区

今回は、柚木地区で酪農業を営む里村貴司さん(38才)をご紹介します。

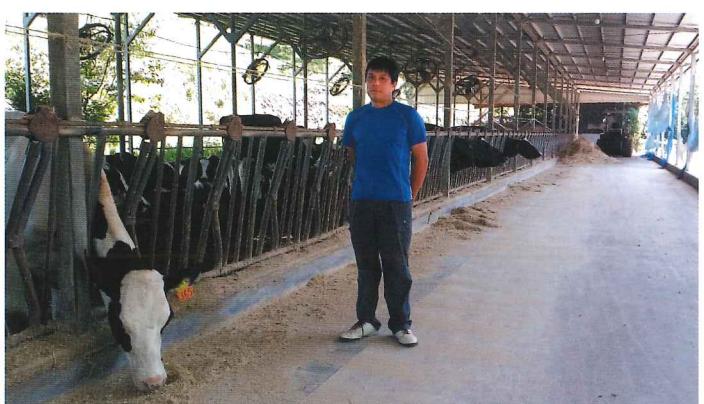
里村さんは、諫早農業高校を卒業後、山梨県八ヶ岳にある中央農業実践大学校に進学され、その後愛知県で約1年半の研修を経て帰郷し、21才の時に新たな農業経営体として就農されました。その後新規就農者支援資金を活用し牛舎を整備、平成16年には認定農業者となられました。

現在は、乳牛を約70頭飼養しており、その搾乳量は年間約360㌧を数え、酪農組合を通して九州生乳販連に出荷しています。その他に、

水稻、飼料作物の作付けを行い、耕種農業と畜産業を連携させた取組を実践されています。

また、貴司さんの奥さまの睦弓さんは、加工製造販売に着手されており、チーズ、アイス、ヨーグルト等、品目の幅を広げるため日々努力されています。現在の主力と言えるチーズに関しては、フレッシュチーズのみを製造されていますが、今後は熟成チーズの製造に意欲的に取り組んでいきたいと話していました。取材でお邪魔した時、睦弓さんの加工場の傍らで娘さんが過ごしておられ、ご家

族が農業を中心としながらも近い距離感で生活なさっている印象を受けました。



現在は、繁忙期のみ作業員を雇用していますが、常勤雇用にシフトする将来の法人化を見据え、農業経営セミナー等に参加しながら、少しづつ準備を進めているそうですが、今後は熟成チーズの製造に意欲的に取り組んでいきたいと話されていました。取材でお邪魔した時、睦弓さんの加工場の傍らで娘さんが笑顔で見守る温かい家庭が続いていくことを祈念いたします。

(小川好美委員取材)

## ～お茶による地域活性化を目指して～ 世知原地区

世知原地区的製茶農家である前田晃宏さん(28才)をご紹介します。

前田さんは、諫早農業高校を卒業後、静岡県の農林大学校に進学され、20才の時に就農されました。

現在経営している茶園の面積は約4haで、やぶきたを基本としながら、晩生のおくゆたか、おくみどりを作付けなさっています。

茶園は全て世知原町内にあり、その標高の高さにより生まれる気温の寒暖差を利用し香り豊かなお茶を生産され、他産地との差別化、個性の確立に努めています。

前田さんの努力や生産される茶葉は全国的にも高い評価を得てお

り、平成18年度、22年度の全国茶品評会では農林水産大臣賞など、

これまで数多くの受賞経験をお持ちです。また、前田さんは、長崎

茶ネットワーク会員として技術力向上を目的としたプロジェクトに携わりながら、生産・製造するお

茶の品質を高める取り組みに積極的です。その成果として、4年前に開催された世界緑茶コンテストでも入賞されており、日本を飛び出し海外での成功も予感させます。

現在、世知原地区における後継者の流出、それに伴う耕作放棄地の増加を問題視しているとのこと

で、自らの農業経営規模の拡大、法人化を目指し、雇用の創出により両方の課題を解決していくことを熱く語っていました。

なお、本年11月には、アルカス佐世保をメイン会場として全国お茶まつりが開催される予定で、前田さんは、その実行委員会のメンバーアとして大会運営に関わり、更なる人脈の拡大、他産地の取組の見聞の中から新しい風を掴み、ますます大きな前田茶園に育てていかれる 것을期待しています。

(西山寛子委員取材)



### ◆平成27年 農地の賃借料情報

平成27年1月から12月までに締結（公告）された賃借における賃借料（10㌃あたり）は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考として、ご利用ください。

#### 田（水稻）

地 域 名		平均額(データ数)	
旧佐世保市	基盤整備地	12,400円	(89)
	未整備地	9,900円	(80)
吉井・世知原 小佐々・ 江迎・鹿町	基盤整備地	8,400円	(99)
	未整備地	7,200円	(74)
宇久	全域	3,000円	(5)
(参考) 佐世保市平均		9,400円	(347)

#### 畑（飼料作物）

地 域 名		平均額(データ数)	
宇久以外	全域	7,800円	(18)
宇久	全域	2,400円	(22)
(参考) 佐世保市平均		4,800円	(40)

#### 畑（その他）

利 用 目 的		平均額(データ数)	
普通畑	市全域	16,200円	(182)
		12,300円	(69)
		58,800円	(23)

# 農業者年金

～しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!!  
安心して入れるメリットの大きい年金です。

- 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの分は保証付きです。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

保険料は全額  
社会保険料控除の対象に!!

- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方なら  
どなたでも加入できます。



若いちはコツコツと、  
年をとってからでも遅くない  
いつからでも始められる農業者年金です。  
廿代の加入者が増えています。

お問い合わせは、農業委員会事務局、または地区農業委員へお気軽に  
お尋ねください。  
※農業者年金のこと了解更多たい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。  
【農業者年金基金ホームページ】: <http://www.nounen.go.jp/>

金保険料は、所得税、住民  
祖父の猛さんが農業者年  
金受給者協議会の元早岐支  
部長をなさっていたことや、  
地区農業委員や農業委員会  
事務局による加入の推進を  
きっかけに、農業者年金に  
加入されました。農業者年  
金保険料は、所得税、住民  
税算定の際の所得控除とな  
り節税に繋がっていると話  
されています。

祐介さんは、福岡県立農  
業大学校を卒業後、針尾地  
区での2年間のみかん栽培  
の実習を経て、親元で就農  
されました。

現在は、父の和浩さんを  
農業経営主として、みかん  
の秀子さんと3人で営農な  
さっています。また、和浩  
さんご夫妻は、平成23年度  
ながさき農林業大賞、第13  
回全国果樹技術・経営コン  
クールと連続受賞の実績を  
お持ちです。



(久野利幸委員取材)

## より良い農業経営の継続のために

重尾町  
志方 祐介さん

今は、早岐地区で若手  
みかん農家として活躍され  
ている志方祐介さん(25才)  
をご紹介します。  
現在、更に品質の高いみ  
かんを生産していくため、  
部会の中の研究会で日々技  
術力向上に努めておられ、  
これからの佐世保の農業を  
担う若い力として、ますま  
す活躍されることを確信し  
ました。

## 魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

### 家族経営協定を結びませんか？

魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。農業環境が複雑化している中で、家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現の為の具体的な取組内容などを共有化することは、経営の発展や将来展望を切りひらく上でとても大切です。

家族経営協定は、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

また、家族経営協定の推進は、認定農業者の確保・育成という扱い手づくり、農業の持続的な発展や農村における男女共同参画社会の形成にも大きな役割を果たします。

### 家族経営協定が目指すもの



#### 1 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

#### 2 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかる経営方針の明確化

#### 3 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

## □ 遊休農地への対応について □

### ■ 農地利用状況調査及び意向調査について

- ① 農地利用状況調査とは、農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認する調査で、▶地域の農地利用の確認      ▶遊休農地の実態把握と発生防止・解消  
▶違反転用発生防止・早期発見

など管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的とし、各地区の農業委員が地域の農地の調査を行っています。

また、農地法では、「農地の権利を有する者は、当該農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と規定されています。

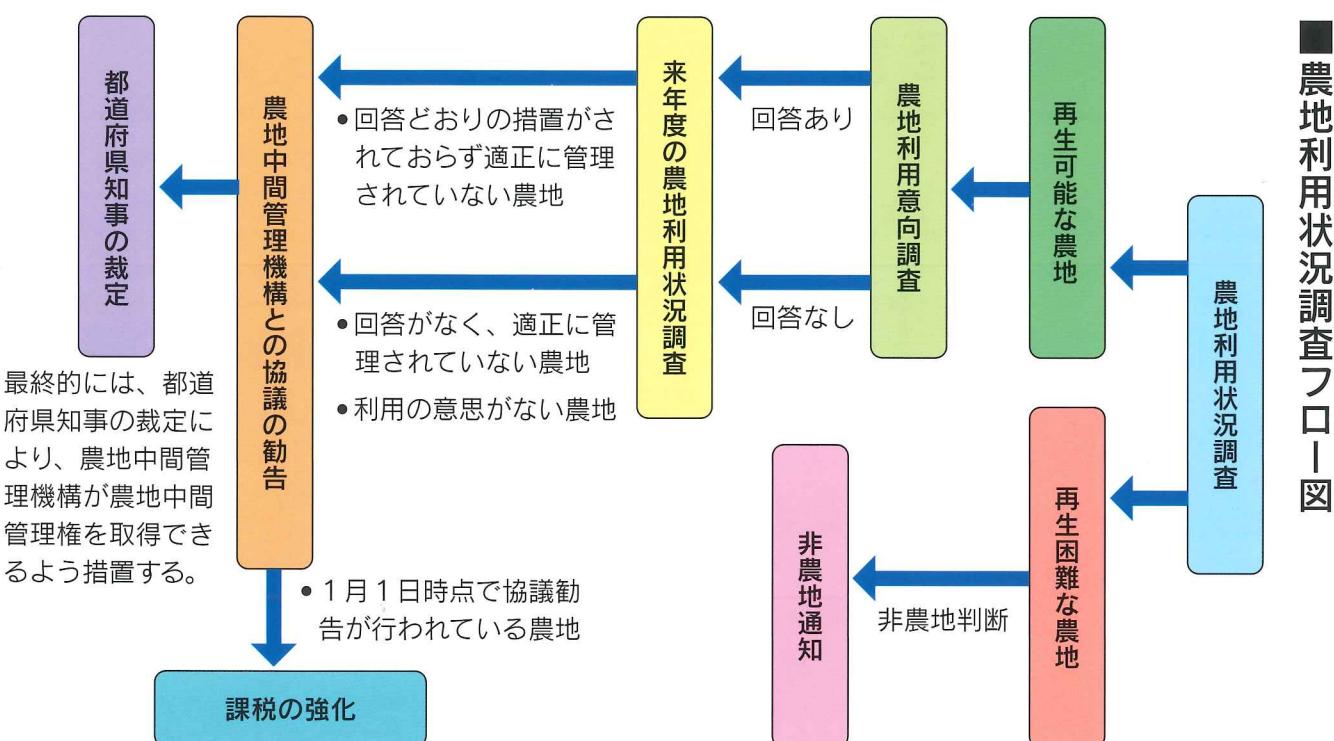
遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

- ② 農地利用意向調査とは、農地利用状況調査により判明した遊休農地（雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者又は管理者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。利用の方法としては、

- ▶農地中間管理機構を利用する      ▶農地利用集積円滑化団体を利用する  
▶自ら賃貸借・売却する相手を探す      ▶自ら耕作する 等

となり、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的とした調査です。なお、本調査に回答がない場合や回答内容どおりの措置が講じられない場合には、「農地中間管理機構との協議の勧告」へと移行し、遊休農地の課税強化の対象となる可能性があります。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方は、速やかに対応いただけようお願いいたします。なお、農地の貸付等を希望される場合は、農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。



## □農地保有に係る課税の強化・軽減について□

### ■遊休農地の課税の強化について

平成29年度から、遊休農地に係る固定資産税の課税が強化されます。

#### 【対象となる農地】

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地。

協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定。

#### 【課税強化の手法】

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないことにする（結果的に1.8倍になる）。

#### 【実施時期】

平成29年度から実施。

初年度は、固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日時点で、協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。

### ■農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について

平成28年4月1日から、所有するすべての農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、平成29年度以降の固定資産税が軽減される場合があります。詳しくはお尋ねください。

## □非農地通知について□

### ■非農地通知の申出について

農地の利用状況調査及び荒廃農地調査において、下記の基準に該当するものに対して、非農地通知を発出しています。

#### 【自然荒廃による非農地の基準】

農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しない。

- ア その土地が森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための条件整備が著しく困難な場合
- イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

上記により、確認ができ次第、非農地通知を順次発出していますが、全体の発出が終わるまでには相当期間を要します。

そのため、上記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があった場合については、隨時、非農地通知の発出を行っていますのでご相談ください。

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<農地中間管理事業(機構)>

農地中間管理事業は、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を後押しするもので、次のようなメリットがあります。

●農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）

- 地域に対する支援（地域集積協力金） ■経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）
- 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

<認定農業者農地集積助成金(市)>

【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること

【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること

【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること（使用貸借、所有権移転は含まない）

〔初年度のみ交付〕

基本	新規設定 1万2千円/10ha 再設定 6千円/10ha	加算	遊休農地加算 6千円/10ha (農用地区域内であること、新規設定時のみ)
----	---------------------------------	----	--

<耕作放棄地再生利用緊急対策事業(国)>

【実施地域】農業委員会の調査で耕作放棄地となっている農地で、原則、農用地区域内の農地

【交付対象者】耕作放棄地を復旧し、賃借等により5年以上耕作する農業者等

【交付要件】復旧作業経費が10万円/10ha以上かかること

※事後申請はできません。着工の2カ月以上前までにご相談ください。

〔初年度のみ交付〕

基本	定額5万円/10ha	加算	土壤改良2.5万円/10ha (2年目にも必要となる場合の2年目のみ)
	事業費の1/2以内 (重機等を用いて経費が高額となる場合)		宮農定着2.5万円/10ha (作付作物による要件あり)

<耕作放棄地有効利用促進事業(県)>

【実施地域】農業委員会の調査で耕作放棄地となっている農地で、国事業に該当しない農地

【交付対象者】耕作放棄地を復旧し、賃借等により5年以上耕作する農業者等

〔初年度のみ交付〕

基本	定額3万円/10ha	加算	重機加算1万円/10ha (復旧に重機が必要な場合)
			大規模引受加算5千円/10ha (年度内に認定農業者等が1ha以上まとめて引きうけた場合)

# 全国農業新聞



- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…1ヶ月 700円
- 申込…農業委員会事務局または地区農業委員へ

## 全国農業新聞を読んでみませんか!!

農家の経営と暮らしに役立つ情報(週刊新聞)をお届けします。

- ① 解説に力点をおいた企画編集とニュース報道!
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに!
- ③ 実務情報と経営者マインドで経営に役立つ!
- ④ 読者の心に訴え、ともに考える!
- ⑤ 老若男女が楽しく読める!



広報委員一同

最後になりましたが、今回の農業委員会だよりの発刊に際し、取材にご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。  
(広報委員長 西山寛子)

農家の皆様 新年明けましておめでとうございます。昨年を振り返りますと、全国的に夏場の高温、台風等による豪雨被害と自然災害に翻弄される大変な年でした。佐世保市においても、農地灾害等が多くあつたと聞いております。また、本年は農業委員会制度改革が本格的に運用される年になります。農業者の皆様と情報を共有しながら、佐世保市の農業の振興に寄与できるよう努力してまいりました。

編集後記